

介護予防・日常生活支援総合事業について

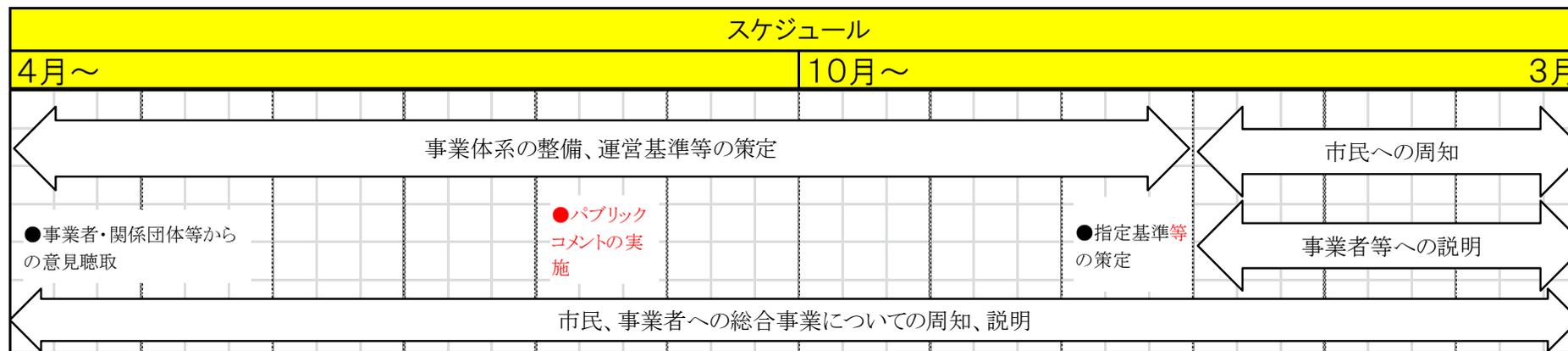
1 事業の概要

平成27年4月の介護保険法の改正に伴い、全ての市町村が、法115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施することとされました。総合事業は、これまで介護保険サービスにおける予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護について、市町村が実施する事業へと移行するものです。総合事業に係る改正法の施行は平成27年4月からとされていますが、その実施につきましては猶予期間が認められており、本市では条例により平成29年4月から実施することとしております。

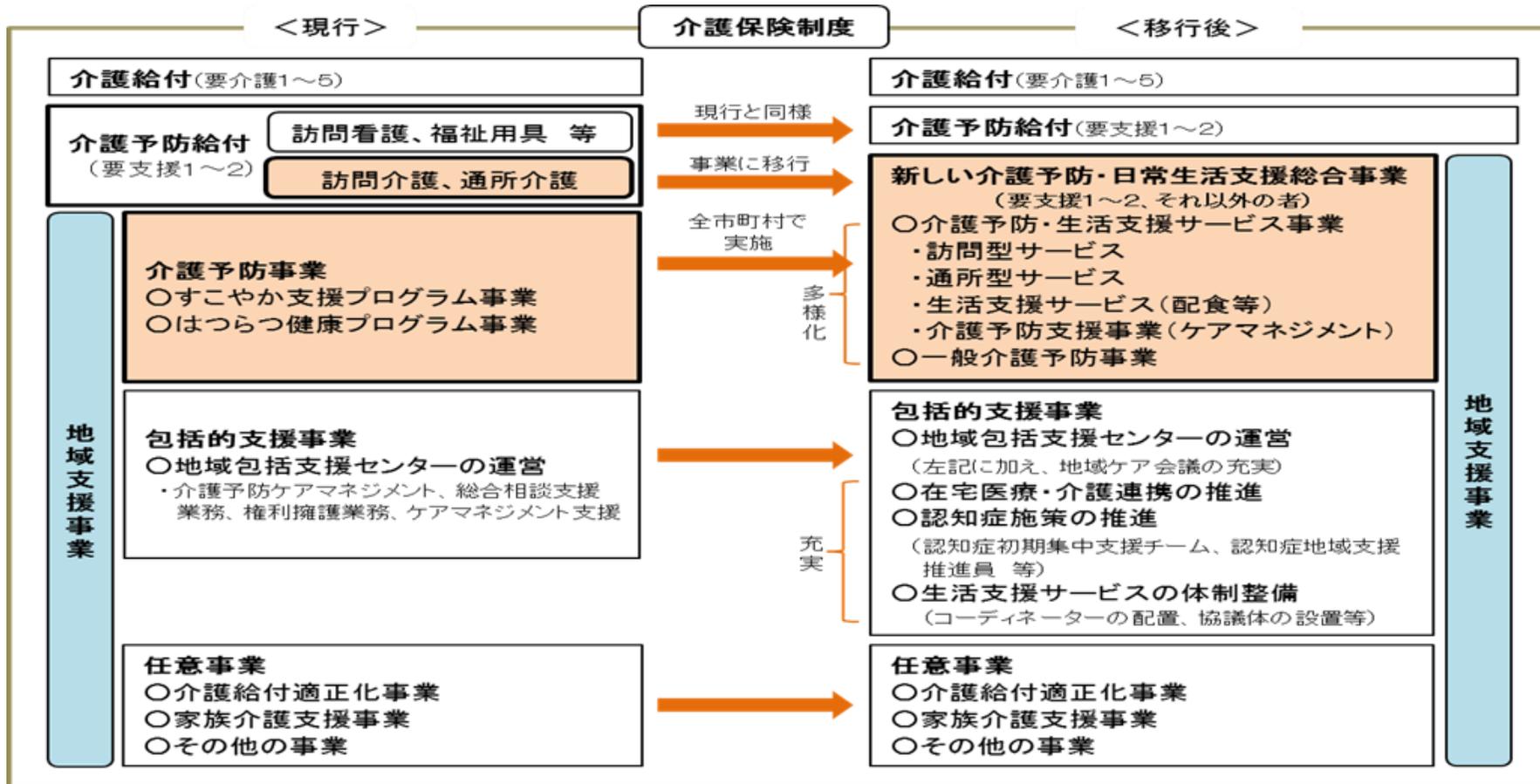
総合事業の実施前は、予防給付を受けるためには、介護認定の申請を行った上で、要支援認定又は要介護認定を受ける必要がありました。制度移行後は、総合事業におけるサービス（一般介護予防事業を除く）のみを受ける場合は、介護認定申請を行う必要はなく、基本チェックリストを行った結果に基づいて事業対象者となることでサービスの利用が可能となります。

2 平成28年度のスケジュール

介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けて、事業者や関係団体等から意見をいただきながら事業体系を整備し、運営基準案をまとめ、指定基準等を策定します。また、随時総合事業について市民及び事業者等へ説明を行うとともに、29年4月から円滑に実施できるよう、運営基準等策定後、事業者等へ説明を行ってまいります。

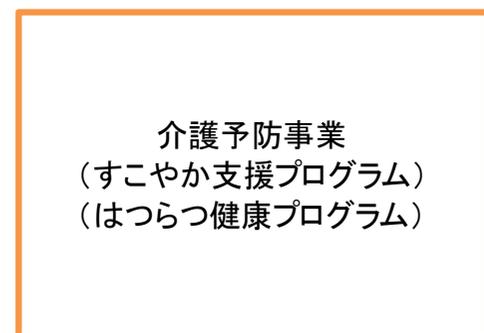
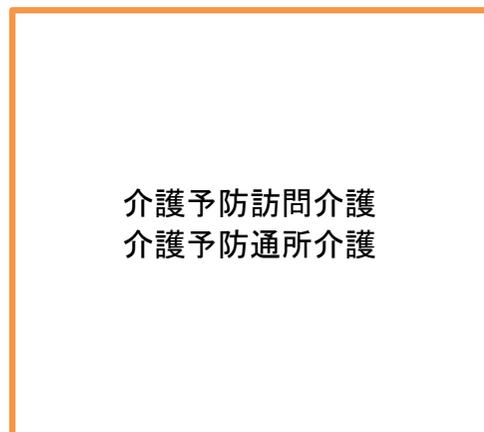


【介護保険制度改正の全体図】



【本市の移行イメージ】

<現 行>



<総合事業への移行後>

